

Soviet Patriotism and Ethnic Policies: in relation to Slavophilism as its background

OSUKA Fumikazu

Soviet patriotism, which appeared in the late 1930s, included two different factors: an equal friendship of ethnic groups in USSR and the Great-Russian centrism. It was a result of changes in soviet ethnic policies after the revolution. Bolshevik recognized the right of self-determination and created a new federation. In the 1920s they assisted nation building in the republics in the sphere of language, cultural traditions and education, but never gave them any political and economic power. In the period of the five-year plan, the soviet government began to consider that non-Russian nationalism was dangerous to establishment of the new socialist system, because it caused ethnic resistance, for example, to the collectivization policies in Ukraine. On the other hand, Russian technocrats began to play a major role in the process of modernization, and the authority used Russian patriotism for integration and the preparation for the upcoming war.

Soviet ethnic policies had their hidden origin in Slavophilism in the 19th century. Classic Slavophilism basically intended to restore the Slavic good tradition, but it didn't mean that they permitted despotism unconditionally. Rather, they considered that Slavic society was based

on communal democracy and the spontaneous delegation of authority to tsar. But in the mid-19th century Slavophilism began to change, because it faced the Poles independence movement as an internal discord, and also the Balkan question in the context of confrontation with western powers. New Russian-centrism and chauvinism seriously influenced Russian policies and mentality to the period of Russian revolution.

ソヴィエト愛国主義と民族政策

—思想的背景としてのスラヴ主義との関係から—

大 須 賀 史 和

1. 「ソヴィエト愛国主義」という問題

ソヴィエト愛国主義は多民族からなる社会主義国家を統合し防衛するためのシンボルとして、1930年代後半に登場した。その端的な表現は、1939年の第18回党大会でのスターリンの基調報告における「諸民族の友好とソヴィエト愛国主義」というスローガンに見ることができる。これはこのイデオロギーが党の公式の立場として確認されたことを示していた。だが、表向きの文言とは裏腹に、このイデオロギーには別の内容が含まれていた。例えば、1936年に新しい憲法が制定された際の全人民討議において、参加した非ロシア系民族の代表によって「ロシア民族とロシア文化への感謝と愛」が表明されている¹。それはソ連国家を構成する諸民族の中で、ロシア人だけは特別な地位を占めるということを暗黙のうちに認めるものであった。つまり、表面的にはソ連邦を構成する諸民族の友好や平等が掲げられ、等しくソ連国家に忠誠を尽くす体制が確立されているかのようなスローガンが打ち出されているものの、実態としてはロシア人が体制の中心をなすという半ば公然と化した合意も存在していたのである。このように、ソヴィエト愛国主義にはロシア民族優先主義と全民族によるソ連国家への愛国的忠誠という二つの問題の複合が見られる。

こうした状況は、直接的には 1917 年の革命後における民族政策の変転が生み出したものである。近年では、ソ連崩壊後に極めて多くの公文書が利用可能になったことなどから、革命後の民族政策をめぐる具体的な経緯や状況などについての研究が急速に進みつつある²。本稿でもこれらの先行研究を参照していくが、いくつかの点でなお不足があるように思われる。例えば、「ソヴィエト愛国主義」の成立には、多民族国家の統合と個別の民族に対する政策的な対応とのバランスが関係しているが、ロシア人に対する対応がある時点で大きく変化した事実は詳細に検討されているものの、それがいかなる思想的背景を有しているかという点に触れられることは多くない。だが、本質的にソ連体制下において民族政策が首尾一貫した政策思想の下で構築されていたとは言えない状況があることからすれば、民族政策やソヴィエト愛国主義というイデオロギーの起源について、なお考究すべき余地があると言えよう。

その場合、ソ連国家の成立過程のみならず、帝政期以来のロシアにおける多民族国家としての歴史を考える必要もあるように思われる。革命直後からボリシェヴィキ内部には大ロシア主義的な傾向、すなわちロシア人中心主義的な傾向が現れているが、帝政末期にロシア・ナショナリズムやユダヤ人に対する迫害など多くの民族問題を抱えていたロシアの歴史的状况を考えれば、革命によってそれらの問題から完全に切り離された新たな状況が生じたとは考えにくい。だが、管見の限りでは、帝政期の政策との関連は必ずしも十分に検討されているとは言えないようである。

また、ナショナリズムという現象は政治的側面ばかりでなく、文化的な現象としての性格も有している。この両面に配慮しながら、ロシア・ソヴィエトにおけるナショナリズムの問題を中長期的な視野から捉えるためにも、帝政期における民族政策、特にその思想的基盤に遡及してみる必要もある。こうした問題意識から、ロシアにおけるナショナリズムをめ

ぐって、思想と政策、さらに文化がいかなる相互関係を取り結んで来たのかを概観・整理し、いくつかの問題領域を指摘することが本稿のねらいである。

2. ソヴィエト愛国主義の形成過程

1) ソ連初期の民族政策史の概観

はじめに、ソヴィエト愛国主義というイデオロギーが成立するまでの過程を概観しておきたい。革命後の民族政策の歴史について整理をすると、次のような段階を確認することができる。まず、1) レーニンが1917年革命時に国家の連邦制的再編という構想の擁護へと「転換」した。そして、1922年の憲法制定によって連邦制国家としてのソ連を確立していくことになる。2) 1920年代には民族自決権の限定された解釈であると同時に、「アファーマティヴ・アクション」的政策としての性格も持っていた「現地化」政策が推進された。だが、3) 1930年代には集団化・重工業化が押し進められ、それに伴いロシア人を優遇する方向性が強まると共に、一連の国家プロジェクトに対する「民族主義的抵抗」の責任を背負わされた民族エリートが粛清されたことによって、事実上ロシア人が国家を支配する体制が確立した。以上、大まかに三つの段階が認められる。以下、それぞれの状況と政策対応の要点をまとめておくことにする。

1) レーニンは1914年の『民族自決権について』などによって「民族自決権」を擁護する立場を示しているが、民族主義はプロレタリアートの団結を阻む要因ともなりうることから、特に民族の政治的分離という問題には慎重であった³⁾。このため、ボリシェヴィキ党も基本的に1917年に革命が起こる以前には、国家を連邦制という形で編成することに対して否定的な立場に立っていた。だが、17年の二月革命後に亡命先からロシア

に帰還したレーニンは、民族自決権の尊重と連邦制を打ち出した。これには非ロシア系民族の支持の取り付けという意味合いがあったが、この時点での連邦制は「強化された地方自治」と同義だったとマーティンは指摘している⁴。

そして、ボリシェヴィキ党は十月革命によって政権を掌握し、ドイツとの単独講和交渉を開始する。その講和条件を示した「平和に関する布告」には、一般に「無併合・無賠償・民族自決」の原則として知られる文言が含まれているが、この文章でこの三つの原則を示した一文は「…政府がそのような和平と見なすのは、無併合（すなわち、他国の領土の占領なしに、他国の諸民族〔訳注：これは単に「他国民」とも解釈できる〕の強制的な加入なしに）、そして無賠償の即時の和平である」という形になっている。先の『民族自決権について』で用いられている「民族自決 самоопределение наций」と、ここで言われている「他国の諸民族の強制的な加入なしに без насильственного присоединения чужих народностей」とでは、前者が一般的な原則であるのに対して、後者は住民の自発的な同意や希望に基づかない併合という特定の状況のみを指しているという相違がある。もちろん、そこには自由投票の権利が奪われ、本質的に住民が自らの態度を表明できない場合などは、形式的な同意があっても併合されたと見なすなど、実質的に「民族自決」が想定しているものと同じような内容が含まれているので、民族自決を含めた三原則があったとする解釈が間違っているわけではない⁵。しかし、文字通りには、ボリシェヴィキは「無併合」の原則の一部として占領地住民を元の帰属に戻すことを提案したとも読めるため、被抑圧民族の政治的分離としての民族自決の原則を無条件に主張したとも言い切れないのである。また、それは実際にソ連が結成される過程でのボリシェヴィキの対応を暗示するものでもあった。

だが、革命直後の状況は、そうした微細な問題へのこだわりよりもはるかに厳しい現実を突きつけていた。ボリシェヴィキ党による政権奪取に反対する国内勢力の抵抗活動や、ドイツとの単独講和や社会主義革命の拡大を懸念する同盟国の反発から、ロシアは内戦と干渉戦による大混乱に見舞われることになる。これを收拾し、社会主義国家を建設するためにも非ロシア系民族の協力が不可欠であった。だが、その一方で、反革命勢力が民族主義を鼓舞することで大衆の支持を得ようとする傾向もあったことから、1919年に開催された第八回党大会では、ピャタコフらが「民族自決という無内容で露骨なスローガン」を撤回すべきであると主張するに至った。そして、自由参加型の第二インターナショナルにかえて、中央集権化されたプロレタリアートの独裁のためのインターナショナルを創設し、個々の民族の労働者が自立的に闘争を行う方式から、革命運動全体を見据えた統一組織の指導へ移行することを訴えたのである⁶。この時点で、すでに従来のボリシェヴィキの路線は現実と大きな齟齬を来していたと言えよう。しかし、レーニンは「他民族の労働者大衆が富農で抑圧的な民族としての大ロシア人に対する不信に満ちている」ばかりでなく、啓蒙活動などの場で、コミサールが単一の教条にこだわるあまり、ロシア語以外の言語で教えようとしないなど、共産主義者までもが「大ロシア国粹主義者」のように思われている状況では、なおも「民族自決」の原則を尊重する必要があるとして⁷、政治的配慮から党全体のコンセンサスをまとめあげたのである。

しかし、ソ連結成までの間に国内状況はさらに混迷を深めていく。革命後には、ボリシェヴィキ政権に反対する勢力が地方に割拠しただけでなく、帝政の崩壊を機に自立を果たした地域も多くあった。こうした事態を收拾していく過程で、ボリシェヴィキはその場の状況に応じて、地域ごとに対応を変える必要に迫られた。フィンランドやポーランドは外交的・軍

事的努力により独立を維持するのに成功しており、ボリシェヴィキもこれを追認せざるをえなかったのに対して、コーカサス地方は革命後に一旦自立を宣言したものの、赤軍が介入し、ボリシェヴィキ寄りの政権が樹立されていた。そして、その後の処遇をめぐる大きな問題が生じることとなるのである。コーカサス地方のグルジアはスターリンの出身地であるが、彼はボリシェヴィキ党の基本方針に従い、グルジアから独立国家の地位を剥奪し、一自治区として新しい社会主義国家に編入するという提案を行った。これはマルクス主義に依拠した統一国家の構想というボリシェヴィキ本来の路線に従ったものだが、メンシェヴィキ勢力を多く含んでいたグルジア指導部はこれを拒否した。それに対して、スターリンが赤軍によるグルジアへの軍事介入という強硬措置をちらつかせたことで、極めて深刻な政治的対立が生じることとなったのである。グルジア指導部はスターリンの措置に対して、直接レーニンに抗議するという形で応じた。国家の安定的な統合に腐心していたレーニンは、スターリンら党幹部を批判し、連邦制国家の創設を断行していくのである⁸。

2) 連邦制国家が成立した後の1920年代には、それまで文字を持たなかった民族や、自前の文化的な伝承に関する知見を整理する機会を持たなかった民族、そして自民族出身の指導者を持ち得なかった民族に対して、言語や文化の整備、現地出身エリートの育成という積極的な助成措置がとられた。これは文化や教育などの領域で「民族創造」を目指したものであると同時に、民族主義を積極的に利用することで社会主義に対する大衆の支持を取り付け、彼らをブルジョア層や反革命勢力から切り離すことを目的としていた。そこには民族内部での階級闘争の激化によって、民族の枠を超えた労働者の団結を促すという意味合いもあった。

だが、他方では、連邦制という制度的枠組みがあるにもかかわらず、共和国や自治区への権限移譲などは行われず、「民族自決」を政治的・経済

的に可能にする手段の提供は完全に切り捨てられていたのである。ある面では、こうした措置はそれまでのボリシェヴィキの路線を踏襲したものであったと言えるが、同時に 20 年代のソ連が置かれていた状況も反映していた。ドイツでの革命の失敗と列強による封じ込めによって、革命を国外に輸出し、世界革命を実現するという展望はもはや実行不可能であった。また、内戦終結後の混乱から脱した後は、国内を立て直し、社会や経済を近代化して、社会主義国家を建設することが主要な課題となった。それを効率的に行うためには、ソ連国家の統合の確保は至上命題であり、また中央政府の権限を地方に移譲することは現実的ではなかったのである。さらに、革命の影響がロシアの中央部から地方に波及する中で、共産主義と民族主義の融合現象として知られる中央アジアのムスリム共産主義など、ロシアを中心とする国家統合とは異なる理念の台頭も見られた⁹。

思想的に興味深いのは、ムスリム共産主義という理念の中に民族によって共産主義へ進む過程が異なるという主張が含まれていたことである。実は、そうした発想の雛形となった思想を 19 世紀半ばの汎スラヴ主義に見いだすことができる。その代表的な思想家ダニレフスキーは「歴史文化類型説」と呼ばれる発想を提起しており、世界の大文明はそれぞれに固有な進化と衰亡の歴史を歩んでおり、普遍的な文明は存在しないと主張したのである。このようにロシアにおける思想状況と関連性が見られるとはいえ、ムスリム共産主義はマルクス主義の普遍性の主張と抵触するだけでなく、ボリシェヴィキ主導の国家建設にも異を唱える傾向として中央政府の猜疑心を呼び、後にその指導的イデオログは肅正されていくことになるのである。

3) 1930 年代の変化は、こうした国内の多様性が逆に国家建設の進展にとって障害となりうるということが大きく関係していた。スターリンは

1928年に策定した第一次五カ年計画の中に農業集団化を織り込んだが、これは当時の食料危機と穀物調達に関する困難を背景としており、農業生産の効率化と都市部における食料の確保を目指したものであった。だが、現実には半強制的な集団化が押し進められたため、集団化に対する農民の抵抗が生じることとなった。これは穀倉地帯であったウクライナなどで激しさを増したこともあり、国家的プロジェクトへの障害として「民族主義」が取り沙汰されるきっかけを与えたのである。

そして、さらにこうした混乱は連邦構成共和国で指導的な地位に就いた民族エリートの責任問題にも発展した。彼らは民族主義の台頭を招いたとして肅清対象となったのである。こうして、共和国指導部で主導的な地位にあった現地出身エリートが排除され、代わりに中央政府から派遣されたロシア人官僚が共和国指導部で一定の地位を占めるという変化が起ることになる。それによって、ソ連は実質的にロシア人の支配する国家へと変貌／復歸したのである。

また、指導層以外でも、重工業化などの国家的プロジェクトの進行により、高い技能を持つロシア人管理者や技術者の重要度が高まっていた。革命後は、旧帝政下での抑圧者としてのロシア人に対する懲罰的な差別があったが、それが撤廃され、「ロシア」というシンボルも肯定的に捉えられるようになる。こうして、民族的平等の原則を一応維持しつつも、国家建設の中心をロシア人が占める傾向が強まるのである。フォークスによれば、おおむね34年から37年の段階でロシア人の「民族的復権」が果たされたことで、ロシア人中心主義的な傾向も復活し始め、ドイツとの緊張が高まる中で、愛国主義的色彩も重ね合わされていった¹⁰。さらに、ブランデンバーガーはマルクス＝レーニン主義のイデオロギーを大衆化するためにも歴史上の英雄などを利用することが有効であると考えられている¹¹。

2) 民族政策の思想的背景

かつては、連邦制導入時に党内対立があったことや、民族政策の変化が30年代に表面化したことなどから、レーニンとスターリンの政策原理の相違に変化の原因を求める見方があった¹²。しかし、元々レーニン自身には必ずしも明確な民族政策観があったわけではなく、むしろ革命前にはスターリンに民族問題に関する見解をまとめさせていた。それが1913年の「マルクス主義と民族問題」であり、これがボリシェヴィキの民族政策の綱領的文書となった。レーニンの『民族自決権について』も概ねこの路線に沿ったものであり、本質的にこの問題で両者が対立する余地は限られていた。

ちなみに、スターリンの論文はオーストリア社会民主党の経験を批判的に踏まえたものであった¹³。オーストリア社会民主党が採択した民族綱領は、民族的自治の原則に依拠したことによって、結果的に党組織の分裂をもたらした。そうした先轍を踏まないために、スターリンは民族自決という思想そのものの重要性は認識しながらも、民族自治の原則がもたらす分離主義的帰結を避けるために、地域的自治制を解決策としている。その上で、インターナショナルな性格を持つ組織の中で諸民族の労働者の階級意識を成熟させることや、民主主義的な体制を確立するなど、複合的な対応を行うことによって少数民族問題を克服するという処方箋を提示したのである¹⁴。だが、その根底には、「民族」がブルジョア社会のアイデンティティであり、社会主義社会の到来後には民族問題は消滅するという前提も存在していた。こうした視点は革命後の民族政策の発想にも見え隠れしていることから、近年ではレーニンとスターリンの民族政策の発想はさほど変わらず、当時の他の政策との関連で政策が曲折したと考えられるようになっているわけである。

マーティンは、民族政策が変転した背景を次のように捉えている。すな

わち、内戦期にボリシェヴィキは食料徴発などの非常措置をとったが、その実施にあたっては地方のロシア人勢力を用いることとなった。だが、こうしたロシア人勢力は多くの場合に現地社会からは「ならず者」と見なされていたため、日常生活レベルでボリシェヴィキ＝抑圧的な帝政の後継者というイメージを生み出したのである。当然のことながら、それはボリシェヴィキの措置に対する非ロシア系住民の反発を招く結果となり、翻って反革命勢力に力を与え、国内の混乱を深刻化させる一因ともなった。こうした経緯への反省から、現地出身エリートを育成して実務にあたらせる一方で、旧支配民族としてのロシア人の地位を人為的に貶めるために、一連の非ロシア系民族優遇政策がとられたのである。しかし、それらの措置が一定の成果を挙げると、今度は逆に中央政府に対する民族主義的要求の高まりとなって跳ね返るようになった。それが国家的プロジェクトへの障害として認識されたことによって、現地化政策見直しの機運を生み出したというのである¹⁵。

こうした中央政府の認識の変化は、対独戦の開始以降、ドイツ軍の侵攻に協力的と見なされた民族を集団移住させるといった強制的措置の実施や、主戦場となったロシア中央部でロシア人の戦意を高揚させることが開戦初期の緊急課題とされたことなどにも反映している。しかしながら、一方ではドイツに対抗するためのプロパガンダに民族主義的色彩を付与して愛国心を高揚させる必要が認められたものの、ロシア色のみが前面に出ることが非ロシア系民族にマイナスの影響を与えることにも警戒があったのか、非ロシア系民族に題材をとり、彼らの軍事的関与を宣伝するよう要求する声も党上層から出ていたという¹⁶。だが、非ロシア系民族の民族主義を煽ることは、国家統合への脅威となる懸念がある。そのため、ここでは極めて微妙なバランスが要求されたはずであるが、本質的に矛盾した目標を追求していたため、対応が混乱したのである。

具体例として、戦時期の文学作品の検閲を取り上げてみたい。バビチュンコが編集した当時の検閲関係文書集成を見てみると、A. ドヴジェンコの『勝利』という作品をめぐる対応に、検閲当局がどのような民族主義的な主張を警戒したのかが示されている¹⁷。この作品に対しては、まず「著者の描く部隊は全面的にウクライナ人によって構成されているが、それは現実に合致しておらず、ドイツに対するソヴィエト全民族の戦いからウクライナ人の戦いをわざと切り離している」と批判されている。つまり、必ずしも明示的に民族主義的な主張が行われているわけではないが、ソ連の全民族が等しく戦っていることへの配慮を欠如していることによって、特定の民族のみがクローズアップされ、そうしたイメージが民族主義的な主張へと発展していく可能性を警戒しているのである。また、その次には「著者はソヴィエトの兵士が死を軽く見ているような性格描写を行っており、そうした部分では程度の感覚が欠如している。場所によっては、あまりにも多くの死が描かれており、勝利は死のみによって獲得されるかのような印象を生み出している」とされている。こちらは読み手の戦意を喪失させないように配慮を求めているという意味で、戦時検閲にしばしば見られる意見であるが、それが二番目に来ているわけである。こうした意見がついた結果、ドヴジェンコの作品は印刷を差し止められただけでなく、彼自身も公的な役職から解任されたのである¹⁸。極めて厳しい対処であるが、この背景には集団化への抵抗が大きかったウクライナがドイツに協力するのではないかという中央政府の猜疑心があったことも考慮すべきであろう。

また、文学誌『オクチャブリ』に掲載されたA. プロコフィエフの「ロシア」という詩を問題としたケースでは、作品それ自体は秀作であると評価されたにもかかわらず、ロシアの自然を描写するばかりで、その守り手としてのロシア人の姿が十分に描かれていないことが批判されてい

る。そして、新しい時代の社会主義的な事象も描かれていないことから、ロシアの形象を一面的に捉えた、正しくない記述になっていると指弾されている¹⁹。このように、検閲官は民族主義的主張に対して過剰とも言える警戒をしていたと同時に、ドイツに十分対抗できる強国としてのイメージを作り上げることに大きな関心を払っていたことがわかる。

さらに、歴史研究の分野では、戦意高揚を目的とした愛国主義的な歴史記述が求められた反面で、帝政期における植民地支配の問題が絡む場合には、極めて矛盾した対応になるケースがあったことが知られている。ブランデンバーガーによれば、1943年にまとめられた『カザフ史』の取り扱いをめぐる、党イデオロギー部門と研究者との間に舞台裏での暗闘があったという。この書物はカザフ史に関する総合的な記述を目指したもので、40名を超える研究者が共同執筆したものであった。その成果が認められ、当時の最高の栄誉であるスターリン賞にノミネートされたにもかかわらず、その選考に関わるロシア人評者や党中央のプロパガンダ部門に所属するロシア人党員によって、『カザフ史』の中に帝政ロシアによるカザフの植民地化に対して否定的な記述があることや、全体にロシア人に対する敬意が欠如しているという非難が上がり、ノミネートを取り消されるという事態が起こったのである。その背景には、彼らの間に蔓延していた大ロシア主義的な傾向があったとブランデンバーガーは指摘している。これに対して、『カザフ史』の編者であったパンクラートヴァは党中央の指導者に直接抗議するなどの対応を行い、党の幹部に問題解決が指示されるなどの措置もとられた。だが、終戦が間近となり、他の政治課題に重要度が移ったことなどから、うやむやのうちに事態は収拾されたという²⁰。

このように、一連のケースを見た場合、大まかには検閲によって政府にとって望ましいプロパガンダを行う方向性が目指されているものの、初め

から明確な戦略があったわけではなかったことがうかがわれる。むしろ、国家統合を損なわず、それでいて適度に民族主義的鼓舞を行うことのできる範囲が手探りで隈取られていったと言う方が正確である。言わば、中央政府にとって都合の良い状態をもたらすために、アクセルとブレーキを同時に踏みながら、国民を統率する道が模索されたのである。だが、43年以降に戦局がソ連の優勢に変わった後、非ロシア系民族の戦意高揚策がさほど顧慮されなくなるという変化が起こり、それによって各民族に対するプロパガンダの重要性も後退し、全体としてバランスを取る余地もなくなっていった。このため、すでに相当量のプロパガンダが行われていたロシアとは異なり、非ロシア系民族に対するプロパガンダは不十分なままに終わったのである。

ここで政府に明確なロシア人優遇の意思があったとは言えないものの、後から見れば、あたかもロシア人が戦争の主役であるかのような愛国主義的な宣伝文句が数多く残ることになった。こうしたことから、党指導部が愛国主義を政治的に利用しようとしていたにもかかわらず、民族問題の取り扱いにおいては必ずしも強いイニシアチブを発揮したわけではなかったことも浮かび上がってくる。第八回党大会で「民族自決権」の取り下げが議論されていたように、党内では従来から民族問題に対する政策的関心はさほど大きかったわけではないため、担当者による裁量の余地も大きく、その時々が必要に応じて方向性がぶれやすい領域だった。

3. 帝政期の民族政策との比較から

民族問題はソ連国家にとって決して小さいとは言えない問題となったが、そこに見られる様々な現象は必ずしも社会主義政権期に特有だったわけではない。もちろん、帝政期とソ連期を比較する際には、民族問題

を扱う政治的な発想や枠組みが大きく異なることを考慮しなければならないが、現象面を見れば、「民族の牢獄」と形容された帝政末期の諸問題が十分に解決されず、ソ連期にも継承されてしまった感は否めない。ソ連末期にあたる 1980 年代に相次いだ紛争で一気に表面化した民族問題は、帝政期に拡大した領土をソ連が受け継いだ結果としての側面も見られる。それゆえ、ここで見られる類似性がいかなる構造の中で生じたのかという問題は、帝政期とソ連期という二つの時代を通底する、広い意味でのロシアの政治文化と関係することになる。また、その際には、政策対応の根底にある思想や原理を、表層的に喧伝されたイデオロギーとは一旦切り離して考えることも必要である。

ソ連期の民族政策は、直接的にはレーニンやスターリンによって形成された帝国主義論や民族理論に起源を持っている。しかし、スターリンが担当した後者は、上述したように、オーストリアの社会主義者の民族理論との関連が指摘されるなど、ポリシェヴィキの完全な独創であったわけではない。また、1920 年代から 30 年代にかけての政策史に示された対応は、帝政期の民族政策とは表面上まったく異なる論理に依拠しているにもかかわらず、思想的には両者の間にある種の「共通性」を看取することができる。ここでは、この「共通性」について 1863 年のポーランド蜂起前後の民族政策をめぐる汎スラヴ主義思想との関連で考察してみたい。

まず、現象面での共通性を挙げてみよう。1) ポーランド蜂起前に採用されていたヴィエロポルスキ・システムは、ソ連期の「現地化」政策の先取りと見ることができる。2) 蜂起発生後のポーランド問題対策には社会階層別の分割統治の発想が見られ、ポーランド独自の農奴解放令によって貴族と農民の分断を図ることが目指されていた。3) 蜂起の前後を通じて、原則的には現地文化と民族性の積極的承認がある。4) その一方で、ロシア国家の統合の確保は最優先課題とされていた。以上の点にソ連期

と類似の特徴を指摘することができる。また、他の汎スラヴ主義者からの批判を浴びて実現しなかったが、沿バルト地域やポーランドなど帝国の「辺境」での民族問題に深く関与したスラヴ主義の論客 IO. サマーリンは、ロシア帝国を連邦国家として再編する構想も持っていた。以下、これらの点について検討してみたい。

1) ポーランド蜂起前に統治の実務を任されたヴィエロポルスキは、ツァーリに臣従したポーランド人で、1861 年 2 月のデモによるポーランド情勢の不穏化を受けて登用された人物である。このため、ポーランドではツァーリ政府の傀儡と見られており、1863 年の 1 月蜂起もヴィエロポルスキが徴兵によって反体制分子を一掃しようとしたことが一因であった。その一方で、ヴィエロポルスキは中産階級振興策や農民の地位改善に尽力し、ポーランド王国の行政組織の再ポーランド化に一役買ったとする見方もある²¹。強力な中央集権の体制の下では、現地エリートには制限された権限しか与えられなかったが、むしろそこに 1920 年代の現地化政策の先取りの要素があるとも言える²²。

2) 蜂起後にポーランド問題の解決にあたったサマーリンは、ポーランド社会内部における階層別の利害の相違に着目し、これを利用して事態の収拾を図ろうとした。当時、独立を強く要求していたのは、かつてのポーランド王国で政治的・経済的特権を享受していた貴族層であり、その下で生活している農民は彼らに有利な土地改革を望んでいるという状況分析があった。従って、農民に有利な改革を実行すれば、貴族層の経済的基盤を奪い、その勢いを弱めると共に、農民層に帝国への残留を希望する声が強まるように誘導することができたのである²³。このように、同じ民族の内部における階層の利害の相違を利用して、一定の政治的な問題解決を図るという政策は、帝政期にすでに先例が見られる。スターリンやポリシェヴィキの採用した民族理論は、これを社会主義革命の実行

のために利用しようとしたということもできよう。

3) サマーリンはポーランド人の民族的生活の自由に対する権利、特に宗教の自由、国内行政での民族語の公式な使用、ポーランドの市民的制度と伝統の保持を認めるべきだと主張していた²⁴。これはスラヴ主義的な観点を引き継いだもので、本質的に民族は自律的に発展するという実体論的な発想に依拠したものであった。

4) その一方で、ポーランド国家については、国民政府は民族性の一つの表明に過ぎず、独立のポーランド国家がロシアの安全保障に対する脅威となる可能性があるため、ポーランドの独立は許容できないという立場が示されている²⁵。ここでも国家統合が第一義的に発想されており、それと異なる次元で実体としての民族の発展を妨げない、あるいはそうした民族性を積極的に承認すべきだという発想がある。

3) と 4) は多民族帝国だったロシアにおいて構築された国家統合と民族統治に関する思想が本質的に「民族自決」の発想とは無縁な形を持っていたことを示すものである。ここで、この点を詳しく見ておくことにする。

ポーランド蜂起前後の状況で示された対応においては、民族がある種の実体であることを認めるという前提があるが、それは 19 世紀中葉以降の民族概念の中に起源を持っている。当時、ドイツなどを中心として、「人種」を一つの有効な指標として捉える思想が流布していたが、ロシアの民族理論はこれに対抗する観点として提起された側面がある。これについて、ペトローヴィチはロシア人自身が人種学的偏見の犠牲者であり、「ロシア人を一皮むけば、タタール人が見つかる」というトゥラン理論への不快感から独自の民族概念を重視するようになったとしている²⁶。そして、古典スラヴ主義の最後の世代に属すと共に、汎スラヴ主義の代表的論客としても知られるイヴァン・アクサーコフは、「民族性 народность

とそれが有する自立的存在への権利は、種の生理学的表徴にも、言語にも含まれていない。歴史における民族性は主として道徳的、精神的な概念である。精神の特性が維持されず、民族自身が道徳的に没个性的であったならば、生理学的特性の保持が何の役に立つだろうか。²⁷⁾と述べて、倫理的・精神的な概念としての民族という発想を前面に押し出したのである。生物学的な指標に基づいた人種概念とは異なる発想を擁護することによって、スラヴ主義思想は精神的な概念としての民族が歴史文化的な構成物であると共に、ある種の「形而上学的な」²⁸⁾存在であることを主張する立場に立ったのである。

とはいえ、帝政期には人為的に民族的実体を作り出すという積極の方策がとられたわけではない。むしろ、ボリシェヴィキの民族理論は、「歴史的に構成された」共同体としての民族を実体として捉える点を継承しつつも、それが労働者階級の団結を阻害する恐れがあるため、「遅れた諸民族をより高い文化の水路に引き込み」、インターナショナルな組織の中で民族意識以上に階級意識を高めることが重要であるという発想へと発展させたのである²⁹⁾。この場合、社会集団が持つ属性としての民族性は、当該の社会集団の形成と共にあるはずであり、それは特定の階級に編成された人々が一定の思想的傾向を持つものと同じことであると考えられる。ならば、民族ブルジョアジーと労働者・農民の民族的団結を阻み、階級闘争を民族集団に持ち込む一つの方策としてアフーマティヴ・アクション的政策をとることは有用な手段となりうる。それによって一時的に民族性が確立されることになるが、他方では同時に階級意識も成長するはずであるから、階級闘争を経た後は後者に一元化されるという見通しを持つこともできる。その意味では、ソ連初期の一連の政策は、彼らの基本的な立場に対応した政策だったが、思想的には帝政期のロシアで流布した民族観に近い立場に立脚していたのである。

この場合、ソ連初期の政策対応では、民族的性格と階級的性格の双方を兼ね備えた集団を成立させると考えることもできる。この民族的＝階級的集団が社会の基礎集団として実体化されるとすれば、スラヴ派的な形而上学的民族概念に似たものがソ連時代にも意匠を変えて存続していたことにもなる。しかも、そこに闘争によって敵対集団を排除する暴力的志向の回路も埋め込まれていたとすれば、ソ連末期の民族問題の根源に「民族」をめぐる独自の存在論があったと考える必要も出てくる。こうした部分で、公式のイデオロギーとしては唯物論に依拠しながらも、内実には様々な形而上学的存在論をはらむという、ソ連時代全体を覆った思想的アポリアが露呈しているようにも思われる。

4. 汎スラヴ主義の思想構造とロシア・ナショナリズム

民族政策立案の原則において帝政期と革命期の発想が近接していたことは、これまでの検討から明らかであると思われる。次に、国家統合と連邦制という具体的な政策課題をめぐって、帝政期にはどのような思想が存在していたかという問題を検討してみたい。

ノリデによれば、1848-49年のバルト視察から戻ったサマーリンは、「国家の結束 союз が存在するための第一の必要条件は、あらゆる個別の権利や利害—地方的なもの、身分的なもの—を社会的利益に従属させることであり、最高主権は、それがいかなる形態を取るにせよ、異議申し立てなしに関連するすべての問題を最後まで決定し、それを実行することである」と述べている。そして、最高主権の権利を譲歩・分割すれば、直ちに国家の崩壊につながるとの見方を示したという³⁰。

法の支配が十分に確立していなかったロシアでは、個別の利害を調整する機能は皇帝とその政府が担うしかない。そこで、国家が特定の集団

や身分の利益に対する特別な配慮を行うべきではないと考えるならば、それは現代の自由主義的な国家が維持すべき中立性の原則と似通った内容を持ちうることになる。こうした調整機関を人格的に体現したのがツァーリだとも考えられるが、サマーリンの議論では身分的特権など帝國的秩序の中で保証された既得権益を奪うことになる可能性も否定できない。その場合、個人が権力の一切を行使する専制体制であっても、この役回りは大きな危険性をはらむことになる。階層間や民族間、地域間で深刻な利害の衝突が起こった場合、調整機関としての皇帝や国家は利害関係者すべてが妥当であると考えようような解決方法を提示しなければならないが、仮にそれに失敗すれば、皇帝個人や政府に敵意が向けられる可能性があるからである。実は、そうした問題が現実化したのが、他ならぬ 19 世紀中葉であった。帝政ロシアはポーランドから極東までの多様な民族を支配下に置き、しかも農奴制という身分的・経済的階層構造を抱えていた。それは帝国の近代的な再編の障害ともなっていたため、1861 年にまず農奴解放令によって従来の階層的・経済的構造にメスが入られる。だが、旧来の特権を手放すことになる貴族の主張を多く取り入れたため、逆に農民側の大きな反発を引き起こし、世紀初頭からくすぶっていた革命運動をも刺激することになったのである。これに対して、政府は警察力を用いて弾圧するだけでなく、愛国主義を鼓舞するなどの方策も駆使して国家の統合を確保する必要に迫られていく。国内的な利害対立を隠蔽するために対外的な脅威を煽り、国内の反体制活動を愛国主義的モチーフによって糾弾するなどの操作に近代的な全体主義体制の特徴の一つがあるとすれば、ロシアにおいては 19 世紀中葉からその芽が出ていたと言えよう。

先のサマーリンの発言はこうした状況を予見したものであり、国家統合の危機を回避する道筋を示していたと言える。その意味では、従来の政

治構造を温存することを前提した議論でもあったわけだが、最高主権が「いかなる形態を取るにせよ」という注釈が入っているように、必ずしも専制体制の存在を当然視していたわけではない。ロシアにおけるスラヴ主義は1830～50年代に発展したが、専制体制下にありながら、「国家と社会の分離」という発想を擁護するなど、一定のリベラル色を示していたことは注目に値する。この構想によれば、ロシアにおける専制体制は、本来ロシア国民が持っていた諸々の権威や権限を皇帝に「委任」したことによって成立したと理解される。つまり、皇帝にあらゆる政治的権限が委ねられているため、その統治が専制的になることを容認しつつも、他方では国民生活を圧迫するような統治を委任したわけではないという含意を持っていたのである³¹。従って、これは言外のうちに国民主権的な前提を置き、「委任」という発想を介在させることによって君主制の現実を容認するという思想的な「冒険」を試みたものであった。

もちろん、こうした前提が仮設的にとられるとしても、皇帝＝最高主権の決定が直ちに政治的な最高意思決定となることを是認しているという意味では、政治制度としての民主主義を否定していたことも事実である。また、西欧流の民主主義を近代的な進んだ制度として捉えること自体を拒否する立場としても機能していた面もある。スラヴ派の論客の大半が貴族出身であったため、貴族主義的・身分制的な立場が擁護されたこともあるが、同時に西欧流の資本主義や個人主義の流入によってロシアの共同体的な社会が失われ、ひいてはロシアの文化的伝統が破壊されることへの警戒もあったのである。だが、これも単に反動的な姿勢を表現するものだと言い切ることはできない。例えば、サマーリンは農奴解放令が公布される以前から、資本主義の急速な発展に伴う社会不安の発生を危惧しており、その危険性を除去ないし緩和するために農村の共同体制度を維持すると共に、強力な中央政府の積極的な介入が必要だと考えてい

た³²。言わば、サマーリンは農奴解放に伴う社会制度の変化をソフト・ランディングさせる漸進主義的な対応を主張したのである³³。一面では、ここにスラヴ主義的な福祉国家の発想を読み取ることもできるが、それを実現するには経済や社会制度に対する国家管理が必要であり、中央集権的な「大きな政府」やそこでの官僚主導型政策運営を是認することになりやすい。実際に、サマーリン自身が貴族官僚であったこともあり、権力委任という構想を媒介として、スラヴ派流の国民主権の理解の継承と官僚支配の是認が結びついていたのである。国民主権的な原則からすれば、それを制限する恐れの高い国家管理を要求することにはある種の矛盾もあるが、今日の民主主義体制においても官僚主導型の政策運営が行われうることからすれば、決してありえない「ねじれ」だとは言えないであろう。だが、こうした保護主義的な発想は、後に先鋭的な反動思想にも道を開くことになる。1870年代には滅び行く社会を反動的政策によって延命させようとするレオンチエフの「ビザンチズム」という特異な発想が現れるが³⁴、それもスラヴ主義的なモチーフから展開されたものであった。

このように、スラヴ主義という思想は多義的な解釈を可能にする思想であり、その多義性の内に、本質的に多民族国家であったロシアで大ロシア中心主義が成立した思想的な歩みを理解する手がかりも含まれている。それは上に見たような原則論と現実の政策対応との「ねじれ」から生まれるのであり、対外的な圧力によって増長される傾向もある。63年のポーランド蜂起の際には、イギリス・フランス・オーストリアなどはポーランドでの改革を急ぐようロシアに注文を付けたが、次第に先鋭化するポーランド人の要求に対して最終的には武力鎮圧をもって答えることとなった。それは対外的にロシアが国家統合を第一義的に追求していることを強硬姿勢によって見せつけるものであったが、こうした対応が出てきた背景には、クリミア戦争以来の西欧に対する根深い不信も一役買っている。サ

マーリンと並んで汎スラヴ主義的思潮を代表した論客イヴァン・アクサーコフは、ポーランド問題を扱う際にロシアが外国から軍事的、外交的に干渉されないよう要求したが、これはポーランド人に誤った希望を与え、ロシアの国民感情を刺激する可能性があるという理由からであった³⁵。クリミア敗戦後の外国不信と愛国主義を結合させることで、汎スラヴ主義的主張は大きな支持を集めたが、この時代からロシアの国内問題に外国が干渉することに対する強い不快感が存在していたことは注目に値する。その一方で、アクサーコフは蜂起の鎮圧後には、ポーランド農民も参加する全国議会を招集し、民主的手続きによってポーランドの扱いを決定させる必要があるとも述べている³⁶。それは独立要求がポーランド全体の主張ではないというサマーリン的な理解と共に、ロシアがポーランドを放棄すれば、非ポーランド系住民の権利侵害などの問題が起こるばかりでなく、ポーランド自体がドイツなど近隣の強国によって蹂躪されるだろうという国際関係上の見通しに依拠したものだ。これは20世紀に現実となるが、当時においてもスラヴ世界にとっての脅威と認識されていたため、安全保障上の観点からもポーランドの保持を擁護する強力な論理となりえたのである。

この場合、ポーランドが国家として衰弱していることが認識されている一方で、サマーリンが「ポロニズム」と呼んだラテン＝カトリック文明と正教＝ロシア的文明との衝突に対する警戒も依然として存在していたことも視野に入れておく必要がある。実質的には、ロシアが圧倒的な支配力を誇示しているにもかかわらず、文明論的闘争の水準では、未だポーランドはロシアの強敵としてイメージされていたのである。このため、ポーランドにおいて苛烈な弾圧を行ったムラヴィヨフが65年に退任した際に、アクサーコフは北西地域においてロシアと対立するポーランドの民族主義的な主張に屈せず、ロシア民族の利害を守った彼を称え、このような闘

争が起こっている場所で人道的な見地を云々するのは場違いだと主張したのである³⁷。

革命後の混乱期における政治原則が汎スラヴ主義的な原則に類似する論理は、こうした汎スラヴ主義思想の分析から仄見えてくる。内戦時に反革命勢力から革命政権を防衛する必要があることは自明であるが、国内の反対勢力が一掃された後も、世界で唯一の社会主義国家を国外の敵から防衛することは最優先課題の一つであった。そして、外国からの干渉を避け、国内の潜在的な反革命分子を徹底的に排除しつつ、民族主義や愛国主義など利用可能な資源をすべて動員することによって社会主義的な秩序を確立する道がとられた。その際に国家の統合は必須の条件とされたが、それは19世紀以来の国家統合の維持の論理とほぼ同じだったのである。

連邦制という構想も、こうした思想史的背景の中では異なる意味合いを持つものとして現れてくる。サマーリンはロシア国家が共通の市民権と王朝に対する忠誠に立脚した共通の父祖の地となれば、ポーランド問題も解決するという構想を示したことがある。彼は、「国家は西部地域も東部地域も、ロシア人もポーランド人も、正教もカトリックも知らなくなる。それは一つの主権の臣民、すなわち土地を所有する地主、他者の土地に居住し、地主に対する義務を労働で果たす農民、いかなる教会に仕えていようとも、ツァーリのために祈る僧侶、ツァーリに仕える官僚のみを認めるだろう」と述べている³⁸。だが、これは平等な主権国家からなる連邦国家ではなく、ツァーリを公平・中立な統治機関であると同時に、唯一の最高主権として捉える見方から延長された連邦的帝国の構想であった。

しかし、こうした形で国家の民族色を薄めることに対する根強い抵抗もあった。モスクワ大学歴史学部教授で世論にも強い影響力のあったポゴージンは、「ロシアはロシアであって、リーフランドやミングレア、ダウリ

アではない。ロシアの主権が全能なのは、それがロシアの主権だからであり、一つの信仰、一つの言語からなり、単一の破壊できぬ全体からなる六千万の人々の主権だからである³⁹⁾と主張した。彼の国家イメージの中で、完全にロシア帝国の多民族性が捨象されていることは注目に値する。だが、それは民族的差別や偏見に立脚していたわけではない。なぜなら、ポゴージンはロシア人以外の民族が帝国内でロシア人と同等の処遇を受けられるように要求することは、まったく自然なことだと考えているからである。むしろ、彼にとっては、帝国に居住するすべての民族が平等に扱われ、国家としての結束を維持することに腐心しているのはロシア人であり、そうした「ロシア色」を放棄し、身勝手な独立要求を繰り返すポーランド人の主張に譲歩すれば、国家の秩序そのものが崩れると思われたのである。

今日的な見方からすれば、スラヴ主義者は民族国家という発想を根本的に欠如しているわけだが、それは権力委任の発想や帝國的秩序の下での諸民族の融和という発想と根本的に相容れないからに他ならない。全権力を委任されたツァーリの下で、ロシア人も含めた諸民族が十分な生活の保障を得られれば、基本的に何も問題はないはずである。連邦制的な構想を主張したサマーリンですら、民族性と国家はしばしば緊密に結合しているとしても、必ずしも相互に依存せず、国家は民族性の一つの表明に過ぎないとしていた⁴⁰⁾。これは彼の連邦制が国家の結束を確保し、主権を分割しないことを前提として考えられていることからすれば、決して矛盾した結論ではない。それゆえ、サマーリンはポーランド人の民族性の発展のために、ポーランド王国内での様々な権利を承認することはできても、ロシア国家と同等の地位を付与した連邦国家の結成もポーランドの独立も、ロシア国家の脅威になる限りはありえないとしたのである。

とはいえ、こうした論理によって、必ずしも時代の変化に十分対応しき

れなくなっていた帝國的な秩序の維持へと逆行したことによって、民族問題の本質的解決からは遠ざかったことも考慮しなくてはならない。その後、1877-78年の露土戦争などを契機として、バルカン半島のスラヴ人の取り扱いをめぐる西欧列強との対立を契機として、愛国主義はさらに燃え上がり、汎スラヴ主義と大ロシア中心主義はより大きな影響力を持つようになった。その一方で、亡命ポーランド人による独立運動が激化し、また81年の皇帝暗殺事件にユダヤ人関係者がいたことなどから、内なる脅威としてのポーランド人やユダヤ人に対する憎悪が正当化され、特定の非ロシア系民族は大きな疎外感を抱くようになる。こうして、スラヴ主義はナショナリズムと愛国主義、そして国粋主義と民族的偏見を同居させた思想へと変形していったのである。

このように、革命以前の大ロシア中心主義や愛国主義は19世紀後半のロシアの歴史的状況と密接に関連し、かつかなりの程度までその思想文化に内面化されたものであった。非ロシア系民族がこの過程で被抑圧感や疎外感を感じていたとすれば、それに対応することで革命への支持を取り付ける方策が有効であることは明らかである。それと同時に、根深い大ロシア主義が容易に払拭できず、状況によってはそれに依拠した国家統合を優先させるという選択がなされたがゆえに、30年代にロシア人優先主義が復活したとすれば、革命後のソヴィエト連邦 Советский союз の成立の背景に、サマーリン的な「結束 союз」の思想の残滓があった可能性も排除しきれないであろう。その意味では、ソヴィエト愛国主義はソ連国家を成立させた論理と深く結合した現象であり、その思想的起源にはなお解明すべき問題があると言えるのではないだろうか。

注

- 1 内田健二「スターリン時代のナショナリズム」『ロシア史研究』74号、46頁、2004年
- 2 D. Brandenberger, *National Bolshevism. Stalinist mass culture and the formation of modern Russian national identity, 1931–1956*. Harvard university press, Cambridge, 2002.
T. Martin, *The affirmative action empire. Nation and nationalism in the Soviet Union, 1923–1939*. Cornell university press, 2001.
R. G. Suny, T. Martin ed., *A state of nations. Empire and nation-making in the age of Lenin and Stalin*. Oxford University press, 2001.
- 3 В. И. Ленин, О праве наций на самоопределение. Полное собрание сочинений. 5 изд., Т. 25, С. 310–319.
- 4 T. Martin, “An affirmative action empire. The Soviet union as the highest form of imperialism”, *A state of nations. Empire and nation-making in the age of Lenin and Stalin*. p. 75.
- 5 В. И. Ленин, Декрет о мире. Полное собрание сочинений. 5 изд., Т. 35, С. 13–14.
- 6 Е. Ярославский, ред., Протоколы съездов и конференций всесоюзной коммунистической партий(б). Восьмой съезд РКБ(б), 18–23 марта 1919г. М., 1933. С. 79–81.
- 7 Восьмой съезд. С. 107–108.
- 8 高橋清治『民族の問題とベレストロイカ』平凡社、1990年、37–148頁。
- 9 A. Bennigsen, M. Broxup, *The Islamic threat to the soviet state*. London, 1983, pp. 82–84.
- 10 B. Fowkes, *The disintegration of the Soviet Union. A study in the rise and triumph of nationalism*. London, 1997, pp. 66–69.
- 11 D. Brandenberger, “...It is imperative to advance Russian nationalism as the first priority. Debate within the Stalinist establishment, 1941–1945”, *A state of nations. Empire and nation-making in the age of Lenin and Stalin*. pp. 275.
- 12 例えば、H. d’Encausse, “Determinants and parameters of soviet nationality policy”. ed. J. R. Azrael, *Soviet nationality policies and practices*. N. Y., 1978, pp. 39–59.

- 13 木村英亮『スターリン民族政策の研究』有信堂、1993年、36-37頁。
- 14 スターリン「マルクス主義と民族主義」『スターリン全集』第2巻、大月書店、1980年、381、398-399頁。
- 15 T. Martin, *op. cit.*, pp. 67-90.
- 16 D. Brandenberger, *op. cit.* p. 279.
- 17 Д. Л. Бабиченко, «Литературный фронт». История политической цензуры 1932-1946 гг. М., 1994, С. 77-79.
- 18 Там же, С. 80-81, 108.
- 19 Там же, С. 124.
- 20 Brandenberger, *op. cit.* p. 282-286.
- 21 M. Boro Petrovich. The emergence of Russian panslavism 1856-1870. N.Y., 1956, p. 182.
- 22 ただし、こうした措置はポーランドや沿バルト地域など、帝国のヨーロッパ部においてのみとられる傾向があった。これはすでに言語や文化など独自の伝統を保持する「民族性」が確立されている場合に、その維持を認めたということを意味している。こうした「民族性」が確立されていないと見なされる場合、中央アジアにおけるイスラム教から正教への強制改宗などの植民地主義的措置がとられる傾向にあった。
- 23 Petrovich, *op cit*, p. 176, 187.
- 24 Ю. Самарин, Современный объем польского вопроса // Сочинения, т. 1, С. 319 и далее.
- 25 Там же, С. 330, 332, 340, 346.
 ただし、サマーリンは純粋に国防上の観点からこう主張しているわけではなく、ポーランド国家の回復に伴う領土的要求によって、ロシアの西部地域が「分割」の対象になり、そこに居住する民族が従属的地位に置かれるなど、ポーランド独立が大きな犠牲を強いることを強調し、それに対して否定的な態度を取っている。一方で、極めて厳しい条件を満たせば、ロシアがポーランドを放棄する場合もあるとしている。
- 26 Petrovich, *op cit*, p.79
- 27 И. Аксаков, Собрание сочинения, I, С. 311.
- 28 「形而上学的」とは、まさに meta-physical（物理的・生物学的なものの背後にある）という意味である。

- 29 スターリン「マルクス主義と民族問題」329、388、402 頁。
- 30 Б. Е. Нольде, Самарин и его время. Париж, 1926, С. 42.
- 31 これはコンスタンチン・アクサーコフなどに明瞭に見られる。
Б. Б. Глинский, Революционный период русской истории. Исторические очерки. Часть 1, С. 52–54, СПб. 1913.
- 32 A. Walicki, *The Slavophile controversy*. London, 1975, p. 483.
Самарин, Сочинения, т. 2, С. 191–401.
- 33 竹中浩『近代ロシアへの転換』東京大学出版会、1999 年、76–88 頁。
- 34 これについては、拙稿「スラヴ・キリスト教社会の探究」『新しい文化のかたち 一言語・思想・くらし』神奈川大学人文学研究所編、御茶の水書房、2005 年、124–130 頁を参照されたい。
- 35 И. Аксаков, Сочинения, III, С. 287.
- 36 И. Аксаков, там же, С. 30–31.
- 37 Там же, С. 408, 410.
- 38 Самарин, Сочинения, I, С. 311.
- 39 По годин, О книге г. Шедо-Ферроти // Статьи политическая и польский вопрос, 1856–1867. С. 487.
- 40 Самарин, Сочинения, I, С. 326–7.

※ 本稿は科学研究費補助金による成果の一部である。